(二)	(三)	(四)	(五)	(六)	(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	
			連動機構							
扉、枠及び金物		危害防止装置	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	温度ヒューズ装置	連動制御器				連動機構用予備電源	
扉の取付けの状況	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	作動の状況	感知の状況	設置の状況	スイッチ類及び表示灯の状況	結線接続の状況	接地の状況	予備電源への切り替えの状況	劣化及び損傷の状況	
目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	(十五)の項の点検が行われるものを対象として、加熱試験器、煙試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録があり、当該場合にあっては、記録により確認することで足りる。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	回路計、ドライバー等により確認する。	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	目視により確認する。	
取付けが堅固でないこと。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	運動エネルギーが十ジュールを超えること又は閉鎖力が百五十ニュートンを超えること。	適正な時間内に感知しないこと。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	

(十二)	(十三)	(十四)	(十五)	二　防火シャッター						
			総合的な作動の状況	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)		
	自動閉鎖装置			防火シャッター						
容量の状況	設置の状況	再ロック防止機構の作動の状況	防火扉の閉鎖の状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況	スプロケットの設置の状況	軸受け部のブラケット、ベアリングプロケット及びスプロケット又はローラーチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況			
予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	閉鎖した防火扉を、連動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する。	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉の作動の状況を確認する。ただし、連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。	目視により確認する。	目視、聴診又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視、聴診又は触診により確認する。	目視、聴診又は触診により確認する。		
容量が不足していること。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	防火扉が自動的に再閉鎖しないこと。	防火扉が正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。	物品が放置されていることにより防火シャッターの閉鎖に支障があること。	取付けが堅固でないこと。	巻取りシャフトと開閉機のスプロケットに心ずれがあること。	変形、損傷、著しい腐食、異常音又は異常な振動があること。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること又はたるみ若しくは固着があること。		